

令和8年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理
順序及び裁判事務の分配等について

令和8年における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置、裁判官に差し支えがあ
るときの代理順序、各小法廷に対する裁判事務の分配及び各法廷の開廷日割りを次
のとおり定める。

第1 裁判官の配置

第一小法廷

裁 判 官	安	浪	亮	介
裁 判 官	岡		正	晶
裁 判 官	堺			徹
裁 判 官	宮	川	美	津 子
裁 判 官	中	村		慎

第二小法廷

裁 判 官	今	崎	幸	彦
裁 判 官	三	浦		守
裁 判 官	岡	村	和	美
裁 判 官	尾	島		明
裁 判 官	高	須	順	一

第三小法廷

裁 判 官	林		道	晴
裁 判 官	渡	辺	恵	理 子
裁 判 官	石	兼	公	博
裁 判 官	平	木	正	洋
裁 判 官	沖	野	眞	巳

第2 裁判官の代理順序

- 1 第一小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）又は第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第三小法廷の裁判官又は第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第一小法廷の裁判官又は第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。
- 2 大法廷において最高裁判所長官に差し支えがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従ってこれを代理する。

第3 裁判事務の分配

- 1 事件は、種類ごとに、次の比率によって順次各小法廷に分配する。

第一小法廷	10
第二小法廷	9
第三小法廷	10

ただし、裁判官（最高裁判所長官を除く。）が定年により退官する場合は、その退官の日の2箇月前から後任裁判官配置までの間、当該定年退官する裁判官が配置されている小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。また、新たに裁判官（最高裁判所長官を除く。）が就任する場合は、その就任の日から1箇月の間、当該就任する裁判官が配置される小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。

- 2 大法廷がした裁判に対する再審事件は、順次各小法廷に分配する。小法廷がした裁判に対する再審事件は、その小法廷に分配する。
- 3 小法廷で差し戻した事件又は小法廷で高等裁判所の差し戻し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員が当該事件の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 4 小法廷の民事に関する裁判官の除斥又は忌避の申立て事件及び小法廷の刑事に関する裁判官の忌避又は回避の申立て事件は、当該裁判官の配置された小法

廷以外の小法廷に分配する。ただし、刑事訴訟法第 24 条の規定により忌避の申立てを却下する場合は、この限りでない。

- 5 小法廷がした裁判の違法を理由とする国家賠償請求事件及びその裁判に関与した裁判官を被告とする損害賠償請求事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員がその裁判の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 6 一つの法廷に分配した事件に関連する事件は、その法廷に分配することができる。
- 7 一つの法廷に分配した事件が他の法廷の取扱事件と関連するため併せて審理裁判することが便宜であるときは、関係法廷の裁判官の協議により、一つの法廷において併せて審理裁判することができる。
- 8 各小法廷の未済事件は、当該小法廷で引き続き取り扱う。

第 4 開廷日割り

各法廷の開廷日割りは次のとおりとする。ただし、各法廷の裁判官の協議により、これと異なる曜日に開廷することができる。

大法廷	水曜日
第一小法廷	月曜日・木曜日
第二小法廷	月曜日・金曜日
第三小法廷	火曜日・金曜日

第 5 夏期における要急事件の分配等

- 1 夏期における要急事件の分配は、別表のとおりとする。
- 2 別表記載の期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

(別表)

要急事件分配期間		担当小法廷
民事 人身保護事件 強制執行停止事件	刑事 勾留事件 上告受理事件	
7月21日(火)～7月31日(金)		第1小法廷、第3小法廷
8月1日(土)～8月10日(月)		第1小法廷
8月11日(火)～8月21日(金)		第2小法廷
8月22日(土)～8月31日(月)		第2小法廷、第3小法廷